

# 愛南町臨時職員登録制度の御案内

～愛南町で働いていただく臨時職員を登録制により募集します。～

## 1 登録制度

登録制度とは、愛南町で臨時職員として働くことを希望される方に、あらかじめ希望する職種や勤務時間等を登録していただき、登録者の中から雇用条件に合う方を選考し採用する制度です。**各所属業務の必要に応じて採用するため、希望された職種の登録者が多い場合や勤務条件が合わない場合など、登録された方がすべて採用されるわけではありません。**

また、登録制による雇用のほかに、別途臨時職員募集を行う場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

## 2 登録条件

年齢要件	65歳未満の方(原則として、雇用は65歳に達した年度の3月31日まで)
資格要件	登録を希望する職種に必要な資格・免許等を有している方
身体要件	・職務遂行上支障のない良好な健康状態の方 ・障がい者手帳等の交付を受け、自力による通勤ができ、介助者なしに職務遂行が可能な方
その他	次のいずれにも該当しない方(地方公務員法第16条の欠格条項) (1) 成年被後見人又は被保佐人 (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 (3) 公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方 (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

## 3 登録手続

受付期間	随時受付します。 ただし、土、日、祝日及び年末年始を除く執務時間中に限ります。
提出書類	(1) 愛南町臨時職員等登録申込書 (申込み前6か月以内に撮影した写真〔上半身・脱帽・正面向き、縦4.5cm×横3.5cm〕貼付) (2) 資格・免許等が必要な職種は、その資格・免許等の写し
提出方法	愛南町役場(本庁)2階 総務課まで持参又は送付願います。 ただし、送付による申込みの場合、登録完了のお知らせはしません。 また、登録後の『愛南町臨時職員等登録申込書』は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。

## 4 『愛南町臨時職員等登録申込書』・『愛南町臨時職員等登録変更届出書』の請求方法

直接取りに来られる場合	愛南町役場(本庁)2階 総務課にお越しください。
郵便等により請求する場合	封筒の表に『愛南町臨時職員等登録申込書請求』(登録内容変更の場合、『愛南町臨時職員等登録変更届出書請求』)と朱書きした封筒に、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角型2号<A4版の入る大きさ>)を同封して申込先へ請求してください。
インターネット利用の場合	愛南町ホームページアドレスにアクセスして、『愛南町臨時職員等登録申込書』(登録内容変更の場合、『愛南町臨時職員等登録変更届出書』)をプリントアウトし使用してください。 (URL) <a href="http://www.town.ainan.ehime.jp/">http://www.town.ainan.ehime.jp/</a>

## 5 登録有効期間

登録有効期間は、『愛南町臨時職員等登録申込書』を提出した日から**提出した日の属する年の翌年3月31日まで（年度内：4月1日から翌年3月31日までの間）の原則1年間**としますが、登録年度中に採用されなかった場合、登録はそのまま翌年に継続登録扱いとします。

なお、登録期間が終了して継続登録を希望される場合は、再度登録申込を行う必要はありませんが、登録後に住所変更や氏名の変更等登録された内容に変更が生じた場合は、速やかに『愛南町臨時職員等登録変更届出書』を提出してください。

## 6 採用方法

臨時職員を必要とする担当課が、必要に応じて登録者の中から書類選考し、電話又は文書で御連絡します。勤務条件や業務内容等を説明した上で、面接等を行い採用を決定します。

採用決定後、『健康診断書』を提出していただきます。

※ 不採用の場合は通知しません。また、**各業務の必要に応じて臨時職員を採用するため、登録された方すべてを採用するとは限りません。**

希望された職種の登録者が多い場合や勤務条件が合わない場合など登録期間内に採用しないこともありますので、あらかじめ御了承ください。

## 7 勤務条件等

雇用期間	原則として6か月以内とし、必要に応じて更新ができるものとします。 (ただし、雇用期間は、職種、業務内容により異なりますので、選考のときにお知らせします。)
勤務日	原則として、月曜日から金曜日までの週5日以内としますが、職種によっては、土、日曜日勤務を要する場合があります。
勤務時間	職種、業務内容により異なりますが、休憩時間を除き1日について8時間以内とします。 (ただし、職種、業務内容により時間外勤務等勤務時間の延長がある場合があります。)
通勤手当	該当者には、通勤手当の支給があります。
時間外勤務手当	該当者には、時間外勤務手当の支給があります。
夜間勤務手当 (準夜・深夜)	該当者には、夜間勤務(準夜・深夜)手当の支給があります。
賃金支給日	原則として、毎月月末締め、翌月20日に支給します。
社会保険	2か月を超える勤務期間で次の両基準を満たした方は、社会保険への加入が義務付けられています。 (1) 1日又は1週間の勤務時間が、一般職員のおおむね4分の3以上ある方 (2) 1か月の勤務日数が、一般職員の所定労働日数のおおむね4分の3以上ある方 なお、社会保険料(健康保険、厚生年金保険料)は、毎月の賃金から天引きします。
雇用保険	1週間の所定労働時間が20時間以上で、かつ、1年以上引き続いて雇用されると見込まれる方は、雇用保険事業が適用になります。 なお、雇用保険が適用になる方は、毎月の賃金から保険料を天引きします。
年次有給休暇	労働基準法に基づき、雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した方に対して付与します。
その他	採用中若しくは採用が決定された場合でも、町の事務事業の見直しや勤務成績の状況又は本人からの申出により雇用を解除する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

## 8 主な職種・勤務先・賃金・資格等

職 種	主な勤務先	賃 金 単 価	必要な資格・免許等
保育士・教諭	保育所・幼稚園	7,300 円/日	保育士証・幼稚園教員免許状
早出保育パート保育士	保育所	1,400 円/日	保育士証
社会福祉士	地域包括支援センター等	8,000 円/日	社会福祉士資格
介護支援専門員	地域包括支援センター等	7,800 円/日	介護支援専門員資格
介護福祉士	地域包括支援センター等	6,900 円/日	介護福祉士資格
栄養士	保健福祉課・保育所 南楽荘・病院等	7,300 円/日	管理栄養士資格
		7,100 円/日	栄養士資格
保健師	保健福祉課等	8,000 円/日	保健師資格
看護師	病院	9,200 円/日	看護師資格
	病院以外（南楽荘等）	8,500 円/日	看護師資格
看護助手	病院等	7,800 円/日	介護福祉士資格
		7,700 円/日	ヘルパー資格
		7,500 円/日	資格要件なし
支援員・ 生活相談員	南楽荘等	6,900 円/日	介護福祉士資格
		6,600 円/日	ホームヘルパー 2 級以上
調理員	保育所・南楽荘・病院 学校給食センター等	6,800 円/日	調理師免許
		6,400 円/日	資格要件なし
作業員	環境衛生センター等	6,800 円/日	資格要件なし
教育指導員【支援】	小中学校	7,400 円/日	教員免許（4 大卒）
		6,900 円/日	教員免許（短大卒）
		6,600 円/日	資格要件なし
学校用務員	小中学校	6,400 円/日	資格要件なし

※ 賃金単価については、平成 30 年 1 月 1 日現在のものです。

今後、賃金改定等により賃金単価が変わる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

## 9 問い合わせ・申込先

◎ 愛南町役場（本庁）総務課 職員係

〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地

TEL (0895) 72-1211